

2 0 1 7 （平成 2 9）年度

花園大学大学院学則

花園大学大学院学則

平成6年4月1日
制定

改正	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年5月28日
	平成29年4月1日	

第1章 大学院の目的及び構成

(目的)

第1条 本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第2条 本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

4 本学則において前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

5 修士課程は、本学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に更に広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第2章 研究科の組織及び修業年限

(研究科)

第3条 本大学院に、文学研究科及び社会福祉学研究科を置く。

2 文学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

仏教学専攻 日本史学専攻 国文学専攻

3 文学研究科博士後期課程の専攻は次のとおりとする。

仏教学専攻

4 社会福祉学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

5 前各項に定める各専攻の教育課程編成・実施の方針、入学者受入れ方針、学位授与の方針は、別表第6に定める。

(修業年限)

第4条 本大学院における修士課程の修業年限は2年とし、6年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

第3章 授業科目

(授業科目及び単位数)

第5条 文学研究科修士課程仏教学専攻の授業科目と単位数は別表7に定める。

第5条の2 文学研究科博士後期課程仏教学専攻の授業科目と単位数は別表8に定める。

第6条 文学研究科修士課程日本史学専攻の授業科目と単位数は別表9に定める。

第6条の2 文学研究科修士課程国文学専攻の授業科目と単位数は別表10に定める。

第6条の3 社会福祉学研究科修士課程社会福祉学専攻の授業科目と単位数は別表11に定める。

第4章 履修方法及び課程修了の認定

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」

という。)によって行うものとする。

(履修)

第8条 修士課程の授業科目は、これを2年に配当して履修せしめる。

第9条 文学研究科修士課程仏教学専攻の授業科目については、専修科目16単位及び選択科目16単位、計32単位以上を履修しなければならない。ただし、1年次において履修すべき単位は24単位までとする。

第10条 文学研究科修士課程日本史学専攻の授業科目については、専修科目8単位及び選択科目24単位、計32単位以上を履修しなければならない。ただし、1年次において履修すべき単位は24単位までとする。

第10条の2 文学研究科修士課程国文学専攻の授業科目については、専修科目8単位及び選択科目24単位、計32単位以上を履修しなければならない。ただし、1年次において履修すべき単位は24単位までとする。

第10条の3 社会福祉学研究科修士課程社会福祉学専攻の授業科目については、社会福祉学領域においては、必修科目4単位、選択科目28単位、計32単位以上を履修しなければならない。また臨床心理学領域においては、必修科目18単位、選択必修科目12単位、演習科目4単位、計34単位以上を履修しなければならない。

第10条の4 博士後期課程の教育は、主として研究指導によるものとするが、あわせて授業科目の授業による教育をもってこれを補うものとする。

第10条の5 文学研究科博士後期課程仏教学専攻の授業科目については、選択必修科目12単位、選択科目4単位、計16単位以上を履修しなければならない。

第11条 本大学院文学研究科又は社会福祉学研究科において教育研究上有益と認めたときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で本大学院文学研究科又は社会福祉学研究科において履修したものとみなすことができる。

第11条の2 本大学院委員会において教育研究上有益と認められるときは、他大学の大学院等とあらかじめ協議の上、博士後期課程の学生に該当大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。

第11条の3 他の大学又は大学院の学生で本学において大学院の授業科目を履修することを志願する者がある時は、当該大学又は大学院等との協議に基づき、単位互換履修生として履修を許可することができる。

(教育職員免許状)

第12条 本大学院において教育職員免許状(高等学校専修・中学校専修)を取得しようとする者は、研究科配当の関係科目中より教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、高等学校教諭1種免許状又は中学校教諭1種免許状の資格を有する者に限る。

第13条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 文学研究科仏教学専攻 | 高等学校教諭専修免許状「宗教」
中学校教諭専修免許状「宗教」 |
| (2) 文学研究科日本史学専攻 | 高等学校教諭専修免許状「地理歴史」
中学校教諭専修免許状「社会」 |
| (3) 文学研究科国文学専攻 | 高等学校教諭専修免許状「国語」
中学校教諭専修免許状「国語」 |
| (4) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻
社会福祉学領域 | 高等学校教諭専修免許状「公民」
中学校教諭専修免許状「社会」 |

第13条の2 削除

(課程修了の認定)

第14条 修士の学位を取得しようとする者は、その修士課程に2年以上在学し、正規の授業を受け所定の科目について文学研究科は32単位以上、社会福祉学研究科社会福祉学領域は32単位以上、臨床

心理学領域は34単位以上を履修し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の課程修了の認定にはその研究に必要な1か国語以上の外国語によく通ずることを条件とする。

第15条 修士論文は広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない。

第15条の2 博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、前期2年の課程において第9条の規定を充足し、かつ後期3年の課程において第5条の2の授業科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、最終試験に合格したものをもって、その課程を修了したものとする。

2 前項の課程修了の認定には、その研究に必要な2か国語以上の外国語によく通ずることを条件とする。

第15条の3 博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない。

第16条 第14条及び第15条の2に定めるところの最終試験は論文を中心とし、これに関連する科目について筆記又は口述試験を行うものとする。

第17条 修士論文及び博士論文の審査は別に定めるところによる。

第18条 修士課程並びに博士課程修了の認定は相当する大学院委員会がこれを行う。

第5章 学位の授与

（学位の授与）

第19条 本大学院の文学研究科において修士課程及び博士課程を修了した者には、別に定める学位規程によりそれぞれ修士（文学）〔花園大学〕及び博士（文学）〔花園大学〕の学位を授与する。

第19条の2 本大学院の社会福祉学研究科において修士課程を修了した者には、別に定める学位規程により修士（社会福祉学）〔花園大学〕又は修士（臨床心理学）〔花園大学〕の学位を授与する。

第19条の3 本大学院文学研究科に学位論文を提出したものには、博士（文学）の学位を授与することができる。

第6章 学年・学期及び休業日

（学年）

第20条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第21条 学年をわけて前期及び後期の2学期とする。

（1）前期 4月1日より9月30日まで

（2）後期 10月1日より3月31日まで

（休業日）

第22条 休業日を次のとおり定める。ただし、学長は、必要がある場合、休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

（1）日曜日

（2）「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日

（3）創立記念日（5月25日）

（4）春期休業 3月18日より3月27日まで

（5）夏期休業 8月5日より8月31日まで

（6）冬期休業 12月29日より1月7日まで

第7章 入学、退学、休学、転学及び除籍

（入学）

第23条 入学の時期は学年の始めとする。

第24条 本大学院の収容定員（入学定員）を次のとおり定める。

（1）文学研究科修士課程 仏教学専攻 10名（入学定員5名）

（2）文学研究科修士課程 日本史学専攻 10名（入学定員5名）

（3）文学研究科修士課程 国文学専攻 10名（入学定員5名）

(4) 社会福祉学研究科修士課程 社会福祉学専攻 20名(入学定員10名)

(5) 文学研究科博士後期課程 仏教学専攻 6名(入学定員2名)

第25条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

第25条の2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

第26条 入学は所定の入学試験により選考のうえこれを許可する。

第27条 入学志願者は所定の入学願書、履歴書、学業成績調査書及び写真を入学検定料とともに指定期日までに本学学長あてに提出しなければならない。

第28条 入学を許可された者は、所定の誓約証書(保証人連署)を指定期日までに提出しなければならない。

(休学)

第29条 病気又はやむを得ぬ事故により休学又は退学しようとする者は、その事由を明記して願い出て許可を得なければならない。休学期間はその学年間とし、事情により1年以内継続することができる。ただし、休学の期間は、修士課程の場合通算2年、博士後期課程の場合通算3年を超えることができない。なお、休学の期間は在学年限に算入しない。

(退学)

第29条の2 本大学院博士後期課程において修業年限及び必要単位数を充足した者は、単位修得満期退学とする。

第30条 休学又は退学を願い出る場合は、授業料の納入その他の義務を完了していなければならない。

(再入学)

第31条 願いにより退学した者が再入学を願い出たときは事情を考慮して原学年次に再入学を許可することがある。

2 退学者の再入学は、修士課程にあつては退学後2年以内、博士後期課程にあつては退学後5年以内とする。

(転入学)

第32条 本大学院に転入学を志望する者については第26条に準ずる選考のうえ、これを許可することがある。この場合現に他の大学院に在籍する者についてはその学長の許可を得ていなければならない。

(転学)

第33条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を附して学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 学費を納付期限内に納めず、督促を受けても納付しない者

(2) 第4条に定められた在学年限を超えた者

(3) 死亡した者

第34条の2 削除

第8章 学費

(入学検定料及び入学金)

第35条 入学志願者は入学検定料を納め、入学を許可された者は入学金を納めなければならない。転入の場合もこれに準ずる。

2 入学検定料及び入学金は別表1に定める。ただし、本学出身者の入学金は、これを免除する。

(学費)

第36条 授業料等学費の種類及び金額は別表2に定める。

2 学費は指定された期日までに納めなければならない。

3 一旦納めた学費はこれを返還しない。

4 本大学院修士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、学費を減免することができる。

(在籍料)

第37条 休学中の学費は徴収しない。ただし、休学期間が次年度にわたる場合は、在籍料を納めなければならない。

2 在籍料は別表3に定める。

第9章 教職員組織及び大学院委員会

(組織)

第38条 学長は大学院を代表し、本学の建学の精神を守り学則その他制規の定めるところにより校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第39条 本大学院における授業並びに指導は、本学教員の中から若干名の教授、准教授及び講師がこれを担当する。

(大学院委員会)

第40条 本大学院に学長、研究科長、教務部長及び大学院授業担当の教授をもって組織する大学院委員会を設ける。ただし、必要に応じて准教授を加えることができる。

第41条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で学長が大学院委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

(職員)

第42条 大学院の事務を処理するために一定数の職員を置く。

第10章 研究施設等

第43条 学生の研究のために大学の図書館及び研究室を利用させる。

第44条 学生の福利のために大学の厚生施設等を利用させる。

第44条の2 本学に心理カウンセリングセンターを設置する。心理カウンセリングセンターの規程については別にこれを定める。

第11章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 本学則第25条各号の一に該当する者が大学院における授業科目の中、その一部について履修を願い出るときは、学生の修業を妨げない限り、選考の上科目等履修生として履修を許可することができる。

2 履修した授業科目について、試験に合格したときは、願い出により所定の単位を与える。

第46条 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第47条 他大学院又は公共機関より委託生として推薦せられた者は、選考の上入学を許可することができる。委託生は委託生修学料を納入しなければならない。

2 委託生修学料は別表4に定める。

第48条 委託生が選修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

(科目等履修の申請)

第48条の2 大学院の学生が、学部の授業科目中、その一部について科目等履修を願い出るときは、学部の学生の修学に支障のない場合、これを許可することがある。認定した単位については、願い出により成績証明書を交付する。

(外国人留学生)

第49条 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第50条 科目等履修生、委託生及び外国人留学生について本章に規定するもののほか、本学則の他の各条項を準用する。ただし、科目等履修生並びに委託生には第19条は適用しない。

第12章 賞罰

(表彰)

第51条 品行方正にして学力優秀な者には、大学院委員会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第52条 学生が学則その他規則に違反し、又はその本分に反する行為のあるときは、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は戒諭、謹慎、停学及び退学とする。なお懲戒の手続については別にこれを定める。

(退学)

第53条 退学は次の事項に該当する者について行う。

- (1) 成績不良にして成業の見込みがないと認めた者
- (2) 正当な理由なくして出席が正常でない者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第54条 本規程の改廃に当たって、学長は評議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本学則は平成6年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成7年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成9年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成10年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成11年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成12年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成13年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成14年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成15年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成16年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2005（平成17）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2006（平成18）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2007（平成19）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2008（平成20）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2009（平成21）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2010（平成22）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2011（平成23）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2012（平成24）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2014（平成26）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2015（平成27）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2015（平成27）年5月28日より施行する。
- 1 本学則は2017（平成29）年4月1日より施行する。

別表 1

〔入学検定料・入学金〕

入学検定料	35,000円
入学金	100,000円

別表 2

〔学費〕（年額）

授業料	620,000円（文） 623,000円（社）
施設設備費	150,000円

付記 学則第36条第4項に規定する学費の減免額は、この別表に掲げる授業料及び施設設備費の半額とする。

〔諸費〕

同窓会費	（学内）	無料
	（学外）	30,000円
後援会費	（学内）	20,000円
	（学外）	24,000円

別表 3

〔在籍料〕

在籍料	100,000円
-----	----------

別表 4

〔委託生修学科〕

委託生修学科	無料
--------	----

別表 5 削除

別表 6（第3条の5関係）

研究科	入学者受入れ方針
＜修士課程＞ 文学研究科仏教学専攻	臨済禅を中心にした禅仏教の教育研究を推進し、仏教学の研究法と優れた専門知識を身につけようとする者。 禅宗学における思想・宗教哲学・歴史・禅文化を中心に仏教学を研究対象として学術研究に邁進したいと考えている者。
＜修士課程＞ 文学研究科日本史学専攻	古代・中世・近世・近現代の文献史学及び、民俗学・考古学・美術史の文化史の教育研究を推進し、日本史学の研究法と優れた専門知識を身につけ、高度な専門性を要する職業等に従事する目的を持つ者。
＜修士課程＞ 文学研究科国文学専攻	古代、中世、近世、近現代の国文学及び日本語学について文献学及び比較民俗学、漢文学、芸術学、海外の文学等の視野を含めた豊富な知識を体得し、新たな研究領域を展開できる素養を持つ者。
＜修士課程＞ 社会福祉学研究科社会福祉学専攻	社会福祉法制、精神保健医療、児童福祉、家族福祉、NPO法・運営、福祉調査等の研究領域の基本的な知識を持ち、将来、福祉現場のリーダー、教員等の高度な専門性を要する職業等に従事する目的を持つ者。 人と触れ合うのが好きで人に優しく、ヒューマン・ケアの仕事をするのにふさわしいパーソナリティの持ち主が望まれる。 また「臨床心理士資格認定協会」より認定された、第一種指定校としてのカリキュラムに沿った教育及び実習を通して、現代の多様な

	心の問題の解決を支える臨床心理士を目指す者。
＜博士後期課程＞ 文学研究科仏教学専攻	禅仏教に関連した創造的な研究を組織的に推進し、高度な研究能力と豊かな学識を有する者。

研究科	教育課程編成・実施の方針
＜修士課程＞ 文学研究科仏教学専攻	臨済禅を中心にした禅仏教の教育研究を推進し、仏教学の研究法と優れた専門知識を身に付けた人材を養成する。
＜修士課程＞ 文学研究科日本史学専攻	文献史学及び民俗学、考古学等の文化史の教育研究を推進し、日本史学の研究法と優れた専門知識を身に付けた人材を養成する。
＜修士課程＞ 文学研究科国文学専攻	古代、中世、近世、近現代の国文学及び日本語学について文献学及び比較民俗学、漢文学、芸術学、外国文学等の視野を含めた豊富な知識を体得し、新たな研究を展開し得る人材を養成する。
＜修士課程＞ 社会福祉学研究科社会福祉学専攻	社会福祉学及び臨床心理学の理論と技術を修得し、人間生活上の諸問題に関連する優れた専門性を備えた人材を養成する。
＜博士後期課程＞ 文学研究科仏教学専攻	禅仏教に関連した創造的な研究を組織的に推進し、高度な研究能力と豊かな学識を備えた人材を養成する。

研究科	学位授与の方針
＜修士課程＞ 文学研究科仏教学専攻	臨済禅を中心にした禅仏教の教育研究を行い、又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を修得した者。
＜修士課程＞ 文学研究科日本史学専攻	文献史学及び民俗学、考古学等の文化史の教育研究を行い、又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を修得した者。
＜修士課程＞ 文学研究科国文学専攻	古代、中世、近世、近現代の国文学及び日本語学について文献学及び比較民俗学、漢文学、芸術学、外国文学等の視野を含めた豊富な知識を体得し、高度な専門性を要する職業等に必要な能力を修得した者。
＜修士課程＞ 社会福祉学研究科社会福祉学専攻	社会福祉学及び臨床心理学の理論と技術を修得し、さらに広い視野に立って清深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業などに必要な能力を修得した者。
＜博士後期課程＞ 文学研究科仏教学専攻	仏教学の分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得した者。

別表 7（第 5 条関係）

＜修士課程＞仏教学専攻					
専修科目					
禅宗学特論	4	禅思想特論	4	禅思想史特論	4
仏教学特論	4				
禅宗学特論演習(1)	8	禅宗学特論演習(2)	8	禅宗学特論演習(3)	8
禅思想特論演習(1)	8	禅思想特論演習(2)	8	禅思想特論演習(3)	8
仏教学特論演習	8				
選択科目					
禅宗学特殊研究	4	禅思想史特殊研究(中国)	4	禅思想史特殊研究(日本)	4
禅文化特殊研究	4	仏教学特殊研究	4	宗教哲学研究	4
単位互換科目(1)	2	単位互換科目(2)	2	単位互換科目(3)	2
単位互換科目(4)	2				

別表 8（第 5 条の 2 関係）

＜博士後期課程＞仏教学専攻
選択必修科目

禅思想研究演習 1-I	4	禅思想研究演習 1-II	4	禅思想研究演習 1-III	4
禅思想研究演習 2-I	4	禅思想研究演習 2-II	4	禅思想研究演習 2-III	4
禅思想研究演習 3-I	4	禅思想研究演習 3-II	4	禅思想研究演習 3-III	4
禅宗史研究演習 1-I	4	禅宗史研究演習 1-II	4	禅宗史研究演習 1-III	4
禅宗史研究演習 2-I	4	禅宗史研究演習 2-II	4	禅宗史研究演習 2-III	4
禅宗史研究演習 3-I	4	禅宗史研究演習 3-II	4	禅宗史研究演習 3-III	4
選択科目					
禅思想特殊研究 1	4	禅思想特殊研究 2	4	禅思想特殊研究 3	4
禅思想特殊研究 4	4	禅宗史特殊研究 1	4	禅宗史特殊研究 2	4
禅宗史特殊研究 3	4	禅宗史特殊研究 4	4		

別表 9 (第 6 条関係)

< 修士課程 > 日本史学専攻					
専修科目					
日本史学演習 (1)	4	日本史学演習 (2)	4	日本史学演習 (3)	4
日本史学演習 (4)	4	日本史学演習 (5)	4	日本史学演習 (6)	4
日本史学演習 (7)	4	日本史学演習 (8)	4		
選択科目					
古代史研究特論	4	中世史研究特論	4	近世史研究特論	4
近代史研究特論	4	現代史研究特論	4	考古学研究特論	4
民俗学研究特論	4	地域史研究特論	4	仏教史研究特論	4
対外交渉史研究特論	4	古文書学研究特論	4	美術史学研究特論	4

別表 10 (第 6 条の 2 関係)

< 修士課程 > 国文学専攻					
専修科目					
国文学演習 (1)	4	国文学演習 (2)	4	国文学演習 (3)	4
国文学演習 (4)	4	国文学演習 (5)	4	国語学演習 (1)	4
選択科目					
古代文学研究特論 I	4	古代文学研究特論 II	4	中世文学研究特論	4
近世文学研究特論	4	近代文学研究特論 I	4	近代文学研究特論 II	4
近代文学研究特論 III	4	近代文学研究特論 IV	4	国語学研究特論	4
文学特殊研究 I (文献的研究)	4	文学特殊研究 II (理論的研究)	4	文学特殊研究 III (社会的研究)	4

別表 11 (第 6 条の 3 関係)

< 修士課程 > 社会福祉学専攻					
社会福祉学領域					
必修科目					
社会福祉学演習	2	社会福祉学研究指導 I	2		
選択科目					
社会福祉法制度特論	4	精神保健医療福祉特論	4	児童福祉特論	4
家族福祉特論	4	福祉調査特論	4	統計法特論	2
倫理と社会福祉	2	高齢者福祉特論	4	貧困・格差問題特論	4
障害者(児)心理学特論	2	ソーシャルワーク特論	4	障害者(児)福祉特論	4
臨床心理学領域					
必修科目					
臨床心理学特論 I	2	臨床心理学特論 II	2	臨床心理面接特論 I	2
臨床心理面接特論 II	2	臨床心理査定演習 I	2	臨床心理査定演習 II	2
臨床心理基礎実習	2	臨床心理実習 I	1	臨床心理実習 II	1
臨床心理実習 IV	1	臨床心理実習 V	1		
選択必修科目					
A 群					

心理統計法特論	2	質的研究法特論	2		
B 群					
発達心理学特論	2	人格心理学特論	2		
C 群					
家族心理学特論	2	犯罪心理学特論	2		
D 群					
精神医学特論	2	障害者(児)心理学特論	2	神経心理学特論	2
E 群					
倫理と心理	2	心理療法特論	2	投影法特論	2
演習					
臨床心理学演習	2	臨床心理学研究指導Ⅰ	2		